

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 榎林整形外科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市船大工町5番32号
- (3) 設立認可年月日 平成4年3月23日
- (4) 設立登記年月日 平成4年4月6日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	米倉 葉子	
理事	榎林 好隆	
同	榎林 弓子	
同	榎林 孝子	
監事	榎林 弘子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	榎林整形外科医院	長崎県長崎市船大工町5番32号	一般病床 8床 (休床中)

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和4年6月25日 令和3年度営業報告書報告の件
 令和3年度決算の決定

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町 5 番 3 2 号

貸 借 対 照 表

(令和4年4月30日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,829,141	I 流 動 負 債	16,937,544
II 固 定 資 産	41,309,153	II 固 定 負 債	5,436,000
1 有 形 固 定 資 産	37,589,384	負 債 合 計	22,373,544
2 無 形 固 定 資 産	770,621	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,949,148	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	35,764,750
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	45,764,750
資 産 合 計	68,138,294	負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,138,294

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町5番32号

損 益 計 算 書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	92,748
2 事業費用	90,809
本来業務事業利益	1,939
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	1,939
II 事業外収益	3,176
III 事業外費用	31
経常利益	5,084
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	5,084
法人税等	516
当期純利益	4,568

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 檜林整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市船大工町5番32号

財 産 目 録

(令和4年4月30日現在)

1. 資 産 額	68,138 千円
2. 負 債 額	22,373 千円
3. 純 資 産 額	45,765 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,829
B 固 定 資 産	41,309
C 資 産 合 計 (A+B)	68,138
D 負 債 合 計	22,373
E 純 資 産 (C-D)	45,765

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 榎林整形外科医院
理事長 米倉 葉子 殿

私は、医療法人榎林整形外科医院の令和3年度第31期（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年6月27日
医療法人 榎林整形外科医院
監事 榎林 弘子